

高知県私立高等学校等再就学支援金交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立高等学校等再就学支援金（以下「再就学支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の目的)

第2条 再就学支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制及び通信制にあつては、48月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象及び支給額)

第3条 前条に規定する交付対象事業（以下「交付事業」という。）の再就学支援金の支給の対象となる者は、高等学校等に在学している者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (2) 法第3条第2項第2号の規定に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））（法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等修学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）を除く。）
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であつた者又は同法第3条第2項第3号の規定に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であつた者に限る。）
- (4) 高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことがある者
- (5) 再就学支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- (6) 保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者

2 再就学支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。

(受給資格の認定)

第4条 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、生徒から提出された再就学支援金の受給資格認定申請書に、認定申請者一覧を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による受給資格認定申請書の提出があつたときは、生徒の再就学支援

金受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該学校設置者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出)

第5条 学校設置者は、前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）から提出された収入状況届出書を取りまとめ、収入状況届出者一覧を、毎年所定の期日までに知事に提出しなければならないものとし、保護者等の収入の状況について変更があったときも、収入状況届出書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、受給権者が、正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、再就学支援金の支払を一時差し止めることができる。
- 3 知事は、前項の規定による支払の一時差し止めを決定した場合は、その旨を当該学校設置者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第6条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査又は確認の上その結果を当該学校設置者に通知するものとする。
- 3 当該学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を当該生徒に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

第7条 学校設置者は、受給権者の授業料の変更があったときは、授業料額変更届を知事に提出しなければならない。

(支給実績の証明)

第8条 再就学支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第6条第3項の規定による通知を認定書に添えなければならない。

- 2 生徒は、第6条第3項の規定による通知を紛失等した場合は、知事に支給実績証明書の発行の申請をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合は、支給実績証明書を生徒に発行するものとする。

(支給停止等)

第9条 学校設置者は、受給権者から再就学支援金の支給停止申出書の提出があったときは、当該支給停止申出者一覧を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の支給停止申出者一覧により再就学支援金の支給の停止を決定したときは、当該学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、支給を停止された受給権者から支給再開申出書の提出があったときは、当該支給再開申出者一覧を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の支給再開申出者一覧により再就学支援金の支給の再開を決定したときは、当該学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

(再就学支援金の代理受領)

第10条 学校設置者は、受給権者に代わって再就学支援金を受領し、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(再就学支援金の交付の申請)

第11条 学校設置者は、再就学支援金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書に係る書類を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(再就学支援金の交付の決定)

第12条 知事は、前条の規定による再就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき再就学支援金を決定し、交付決定通知書を当該学校設置者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの及び受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3項に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(再就学支援金の変更交付の申請)

第13条 再就学支援金の交付決定の変更申請をしようとする学校設置者は、変更交付申請書に
関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(再就学支援金の変更の交付決定)

第14条 知事は、前条の規定による再就学支援金の変更交付の申請があったときは、当該申請
に係る書類の審査等を行った上で、再就学支援金の変更の交付の決定をしたときは、変更交
付決定通知書を当該学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通
知しなければならない。

(支払の調整)

第15条 知事は、学校設置者に対して再就学支援金を過払いした場合は、当該過払額について、
年度内に限りその後に支払うべき再就学支援金の内払とみなすことができる。

(状況報告)

第16条 知事は、再就学支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、
報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させること
ができる。

(実績報告)

第17条 学校設置者は、交付の決定を受けた再就学支援金について、実績報告書を当該年度の
3月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第18条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要
に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が再就学支援金の交付の決定の内容
及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めたときは、交
付すべき再就学支援金の額を確定し、当該学校設置者に通知するものとする。

(再就学支援金の経理)

第19条 学校設置者は、再就学支援金について、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）
の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、
関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければ
ならない。

(情報の開示)

第20条 交付事業又は学校設置者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）
に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目
は、原則として開示を行うものとする。

(様式)

第21条 この要綱において規定する様式は、別紙様式一覧によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年5月14日から施行し、平成26年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第19条及び第20条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成27年8月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月24日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。